

●香川県教育委員会告示第2号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第4条第1項の規定により、香川県指定有形文化財本山寺蔵経文板木（平成11年香川県教育委員会告示第2号（香川県指定有形文化財の指定））に有形文化財本山寺蔵経文板木4枚を追加して指定することに伴い、同告示の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
名 称 及 び 員 数	所 在 地	所 有 者	名 称 及 び 員 数	所 在 地	所 有 者
略			略		
本山寺蔵経文板木 <u>87枚</u>	<u>三豊市豊中町本山甲1445番地</u>	略	本山寺蔵経文板木 <u>83枚</u>	<u>三豊郡豊中町本山甲1445番地</u>	宗教法人本山寺